

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社 油米（以下「乙」という。）とは、伊勢市内に地震、風水害、大火災、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行なうため、次のとおり協定を締結する。

（協力体制の確保）

第1条 災害時に必要な石油類燃料の調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対しての情報の提供及び必要な要請を行うものとする。

2 乙は、災害時における石油類燃料の供給に関する協定を締結するにあたり、甲の要請に備えることとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において石油類燃料を必要とする場合、乙に対して石油類燃料の供給及び石油類燃料の運搬について要請することができる。

（要請への協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急に鑑み、可能な範囲において、石油類燃料の優先供給及び運搬に協力する。

（石油類燃料の運搬）

第4条 石油類燃料の運搬は乙が行う。ただし、乙が運搬できない場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 石油類燃料の引渡しは、甲の指定する場所とし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（費用の負担）

第5条 前2条に規定する石油類燃料の対価及び運搬に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する納品書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第6条 甲は、第4条の規定により、乙又は甲の指定により運搬に従事した者が、その責に帰することができない事由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和37年10月13日三重県条例第46号）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

（価格高騰の防止）

第7条 乙は、災害時において石油類燃料価格の高騰の防止に努めるものとする。

(防災意識の向上)

第8条 乙は、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急対応設備の整備等従業員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「伊勢市災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有し、甲又は乙が、この協定を終了させる意思表示がない限りその効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年8月26日

甲：三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙：三重県伊勢市大世古1丁目1番16号
株式会社 油米
代表取締役 大西 泰夫